2015年1月20日発行　　月報「くらしと自治・京都」　　2015年2月号　　第418号

京　の　雪　景　色　　（古谷能富子さん撮影）

いつまでも安心して住み続けられる地域を

・「ポケット憲法」発行に込めた思い　森　吉治　2
・原発立地自治体の財政分析と
　地域経済～福井県おおい町を事例に　長谷博司　4
・祇園町スナック実態調査を行います　池田　靖　7
・交流の広場　8
・南山城村が元気　その理由は　田中　康夫　9
・私の本棚　藤井　一　10
・カメラ探訪⑮　古谷能富子　11
・事務局通信　12

くらしと自治 京都
（社）京都自治体問題研究所
TEL(075)241-0781　Fax(075)708-7042
E-mail：kjitiken@red.email.ne.jp
発行人　中林　浩

（「住民と自治」２月号付録）

「ポケット憲法」発行に込めた思い

森　吉治（京都府職員労働組合連合・委員長）

1 月 8 日の京都新聞朝刊には、「『いつもポケットには憲法を』－府職労連など戦後 70 年で小冊子作製」の記事が大きく紹介されました。反響は大きく、連日組合事務所はもちろん、行政の窓口にも問い合わせが相次いでいます。まさに、日々の情勢のもとで、“求められていた”ということを実感しています。

寄せられた声の一部を紹介します。「最近、どんどん強引にいろいろなことが変えられてきていて怖い。いてもたってもいられず憲法のことをもっと知りたい、広めたいと思っている。憲法のことを調べているうちに自民党の憲法草案と今の憲法との違いを比較してわかりやすく書いてあるサイトを見つけた。自民党の憲法草案は本当にひどい内容」（宇治市・女性）、「2月14日に若者や若いお父さんお母さんを対象に憲法カフェを企画中。選挙に行かない若い人たちが多い中でもっと憲法のことを知ってもらいたい、投票に行ってほしいと思っている。企画の中で、この手帳のことも広めていきたい。自分は東京出身だが、京都出身の夫が『京都の人は小さい頃から憲法のことをたたき込まれている』と言っていた」（ 左京区・女性）、「この機会にあらためて憲法を勉強したいと思います」（西京区・女性）。9日に実施した街頭での配布宣伝でも、「子どもに見せたいので2部ください」「つくってくれてありがとう。ぜひ普及したい」など何人もの方が思いを語っていかれました。

戦後 70 年にあたる今年、私たちは大きな歴史の岐路に立っています。そして今年は、京都府が“ポケット憲法”を発刊（1965年）して 50 年にあたります。

安倍首相は、憲法「改正」を自民党結党以来の念願として、「改正」にむけ執念をあらわにしています。安倍内閣のもとで、日本版 NSC の設置、秘密保護法の制定、昨年 7 月 1 日の集団的自衛権の行使容認に続き、今年の通常国会で自衛隊法「改正」をはじめ具体的な戦争への国づくりの動きを加速させようとしています。

こうしたもとで、憲法改悪と戦争への国づくりを許さないたたかいを強めることが求められています。

蜷川虎三知事は、戦後 20 年にあたる 1965 年の年頭の記者会見で、「今年はね、あたしゃ、憲法擁護の運動を行政として推進したいと思っているんですよ。具体的に申すとね、5 月 3 日の憲法記念日の前後に、京都府として憲法をもりたてる行事をする。

これに賛同してくれる催しなどに援助をしていきたいと思っているんです。」と述べています。翌日の朝刊各紙には「京都府が憲法運動」と全国ニュースで大々的に報じました。

「ポケット憲法」発刊の背景について、細野武男氏、吉村康氏編著の「蜷川虎三の生涯」では、「警察予備隊が保安隊になり、1954 年には自衛隊が誕生、防衛庁までできて、憲法前文も第 9 条もなしくずしに形骸化されつつあった。1964 年には、内閣府の憲法調査会が改憲のための答申を出していた。（中略）いまや、行政の場で生かすだけでなく、府民ぐるみで憲法の精神を生かしていく必要性を、蜷川は痛切に感じていたのだった。（中略）自民党政府が、憲法調査会からの最終報告書を受けていよいよ改正にとりかかろうとしていた矢先だったから、このニュースは大きな意義を持つものとなった。」と述べています。

こうした動きのなかで、同年には、末川博立命館総長、住谷悦治同志社大総長、田畑忍同志社大学教授、恒藤恭元大阪市立大学学長、大西良慶清水寺貫主、シナリオライター依田義賢の 6 氏のよびかけで京都憲法会議が結成されました。この憲法会議を支持する委員になった蜷川氏は、広報課に憲法記念日に向けて「ポケット憲法」の作成を指示しました。

こうして発刊された「ポケット憲法」の初版本は、憲法、教育基本法、児童憲章に加えて蜷川氏の憲法に関する語録などを収録し、2 万部発行され、そして、第 1 回憲法記念府民のつどいなどで無料で配布されました。濃紺の表紙に「憲法」と白抜された小冊子は、タテ 10.5 ㎝、ヨコ 7.5 ㎝でちょうど胸ポケットに入る大きさで、1965 年の初版以降毎年 77 年にかけて京都府広報課が発行してきました。

1970 年発刊のポケット憲法の巻頭には「われわれは、だれしも生きがいのある人生を願っている。人間として、それを主張する権利をもっている、そのためには、われわれの暮らしを守り育てて、これをいい暮らしにしなければならない。それを保障しているのが日本国憲法である。だから国民ひとりひとりがよく憲法を理解しこれを守らなければならぬ。」との蜷川虎三知事の言葉が記されています。

憲法 99 条は「天皇、摂政、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と公権力の行使に携わる私たち公務員に憲法尊重擁護の義務を定めています。

私たちが今回「ポケット憲法」を発行したのは、歴史の節目にあたり、日本国憲法を遵守することを自治体労働者としてあらためて宣言するとともに、その価値について共有したいという思いからです。

「ポケット憲法」は、民主的諸団体が毎月行っている「9 日宣伝」をはじめ、様々な機会に広げたいと考えています。2 月 21 日には「憲法と地方自治」をテーマに、第 30 回府職労連自治研集会を開催します。

府職労連は、日本国憲法が公布された翌日の 1946 年 11 月 2 日に結成されました。府職労連の歴史は、憲法とともに歩んできた歴史です。「ポケット憲法」の発行を機会に、かけがえのない憲法を守ろうのメッセージを送りつづけます。

調査研究報告　　**長谷　博司（まいづる市民自治研究所・事務局長）**

原発立地自治体の財政分析と地域経済～福井県おおい町を事例に

2012年9月、原発依存自治体の財政の実態を明らかにするとともに、原発に頼らない自治体づくりを目指して、研究会を立ち上げ、立命館大学政策科学部の平岡和久教授、森裕之教授と京都自治体問題研究所とともに、おおい町の財政分析を中心に調査研究を行ってきました。昨年の10月に開催した「まいづる市民自治研究所」の第46回定例会で報告した「原発立地自治体の財政分析と地域経済～福井県おおい町を事例に～」の内容を紹介します。

おおい町の概要と大飯原発の経緯

おおい町は、2006年3月に旧大飯町と旧名田庄村が合併し、面積212.0㎢で人口8,796人、世帯数3,188世帯（2012年5月）の町です。旧大飯町は、1955年に佐分利村、本郷村、大島村が合併し誕生しましたが、合併前後の大きな災害で財政危機と過疎化の二重苦にあえぎ、1956年に財政再建団体に転落、1970年には過疎地域に指定されました。

そんな中、1969年4月に県・町・関西電力が原発誘致の仮協定を締結、町議会が誘致決議をあげました。1970年5月に一部敷地で造成工事開始、1971年7月には仮協定が「密約」とした町長リコール運動で町長辞職。8月に反対派町長が当選し、72年4月に工事一時中止されましたが、7月に工事が再開されました。

おおい町の財政構造

おおい町の財政構造、原発関連収入に深く大きく依存しています。主な原発関連収入は、①大規模償却資産税（固定資産税）、②電源三法交付金（電源立地地域対策交付金など、末尾の注参照）、③核燃料税交付金、④法人住民税の４つで、その他に原発関連労働者の個人住民税があります。

歳入総額に占める原発関連収入は、1980年度以降は毎年度40～50％にもなっています。財政力指数は、１を下回る場合には普通交付税等が措置されますが、1980年から2010年度まではほぼ一貫して１を大きく上回り、２を超える年度もありました。

原発運転開始後の1980年度に大規模償却資産税による税収増が財政力指数を一気に押し上げました。原発施設の減価償却にあわせて減少していく大規模償却資産税と、原発の許可・建設段階には電源三法交付金（運転開始５年後まででしたが、期間延長

＜大飯原発の運転・建設状況＞

発電所	出力	工事着手	運転開始
1号機	117.5 万 kw	1972 年 10 月	1979 年 3 月
2 号機	117.5 万 kw	1972 年 12 月	1979 年 12 月
3 号機	118 万 kw	1987 年 3 月	1991 年 12 月
4 号機	118 万 kw	1987 年 3 月	1993 年 2 月

され使途も改定され増額されている)、そして全国に先駆けて福井県が法定外普通税として課税し、核燃料価格に応じた課税に加えて、原子炉の運転状況に関わりなく熱出力に応じて課税できる核燃料税による交付金が、原発の増設やそれぞれの原発関連収入とお互いに補完しあいながら長期間にわたって、おおい町の財政の骨格部分を形成していきました。

当然この特異な歳入構造は歳出面にも反映し、公共事業とりわけ建設事業費の比率は高く、2010年度をみても歳出の32.1%を占めています。

特に「遅れた地域」の「福祉の向上」を目的にした電源三法交付金の対象だった道路、水道、学校、体育館、公園などの公共施設整備が一段落すると、2003年には大きく制度改定がされ、施設維持管理・運営、地場産業支援、福祉サービス提供、人件費などに対象が広がり、自治体の役割である「ゆりかごから墓場まで」に充てられるものとなっています。つまり電源三法交付金は、原発の立地促進のための制度から恒久的な財源措置へと変わるとともに、使途も投資的な経費からあらゆる経費へと拡充され、交付金額も増額、限りなく一般財源化した原発資金の影響は小規模自治体であるがゆえに絶大です。

たとえば、電源三法交付金を財源とした建設費は、図書館・郷土資料館・総合町民体育館・総合運動公園（92～94年）に約46億円、佐分利小学校の校舎・体育館（98～00年）に約21億円、保健・医療・福祉総合施設（03～07年）に約47億円、複合型交流施設うみんぴあ（06～07年）に約28億円が使われ、また12年度の交付金は、社会福祉拠点施設運営費の大部分を占める人件費や光熱費等、子育て支援医療費助成などに利用されています。

また、おおい町の物件費が2010年度決算ベースで約20億円あり、外郭団体等に賃金または委託料として約14億円が支出されています。つまり、原発関連収入に依拠して建設された数多くの公共施設の管理運営や維持管理をする外郭団体等に、それを支えるだけの経常経費への充当可能な財源が措置されています。

原発と地域経済

原発の定期検査は各プラントで13カ月ごとに、約４カ月かけて実施されます。ピーク時には3000人の作業員が構内に入ると言

＜２０１０年度（平成２２年度）の人口・歳出額・交付金＞

	人口	一般会計歳出額	電源立地地域対策交付金	歳出額に占める割合	人口１人あたり歳出額	人口１人あたり交付金
おおい町	8,752人	112億8483万円	22億8180万円	20.2%	129万円	26万円
高浜町	11,105人	77億9879万円	17億5224万円	22.5%	70万円	16万円
舞鶴市	88,794人	357億5589万円	3億7378万円	1.0%	40万円	0.4万円

われ、４基のプラントがあるので年中絶えることなく定期検査が続きます。関西電力11基の原発の定期検査、メンテナンス業務に年間約1500億円、そのうち地元の民宿、タクシー、飲食業等に使われる約35億円を含め、協力会社には約175億円が落ちると言われ、雇用、宿泊、飲食など地域経済を大きく支えています。

おおい町での原発関連産業は、発電所職員約500人のうち約360人が地元雇用となっており、土木建築、機械電気などの関連工事や委託業務などのメンテナンス業務において、大飯発電所に参入しているおおい町の企業は約30社あるといいます。また、原発の定期点検では、その雇用効果や宿泊業などへの効果はかなり大きいといえます。

おおい町がつくり出す雇用としては、電源三法交付金等を財源として整備された公共施設の管理運営が第三セクター等により行われ、主なものとしては、㈱おおい（代表者取締役：町長、職員82名、おおい町総合運動公園、オートキャンプ場、いきいき長寿村・あみーシャン大飯・きのこの森など）、㈱名田庄商会（代表取締役：町長、従業員33名、道の駅及び町営ホテル管理運営、製造販売など）などがあります。

おわりに

おおい町では、2000年代に入って原発増設を前提としない持続可能な原発財政制度が整備されてきましたが、人件費や維持管理費を含め町財政への原発依存度が質的にも深まってきています。しかし、原発の再稼働や施設更新がなければ大規模償却資産税も大きく落ち込み、電源三法交付金の「みなし規定」の継続も不透明であることから、財政への影響が懸念され、再稼働を強く求める要因となっていると考えられます。

現行の電源三法交付金が廃炉を前提とした「廃炉交付金」のような制度を導入したうえで、地域の資源と人材を生かした地域再生計画の立案と実行を行う取り組みが求められます。

＜注＞電源立地地域対策交付金

電源三法交付金のひとつで、原発などが立つ周辺自治体に立地対策のために国から支払われる交付金です。従来は学校や体育館など公共施設の建設に使途が限られていましたが、今では医療・福祉などのソフト事業にも使えるなど、ほぼ自治体の裁量に任されています。交付金の財源は電源開発促進税で、電気料金上乗せされる形で消費者が負担しています。

祇園町スナック実態調査を行います

池田　靖（京都商工団体連合会・事務局長）

京都商工団体連合会（京商連）は、激減している東山・祇園町の料飲業者（特にスナック）の実態調査を行います。東山の事業所の最多業種であるスナック（特に四条通と三条通、東大路通りと川端通りに囲まれる地域の減少著しいスナック【風俗業を除く】）の要求をつかみ、行政にその支援を訴えていくために実施するものです。飲食街のスナック実態を独自に明らかにした調査は全国的にも実施例がなく、そのことが行政、金融機関などの支援を受けにくくさせる原因となっています。

今回の調査は、スナック経営業者の実態を明らかにする全国初の調査で、調査を通じて、スナック業界と祇園の繁栄の道を業者自身が考え、合わせて民商の活動を知らせて会外業者の信頼を高めて民商拡大にもつなげたいと計画しました。

調査は、事前調査で把握したスナック経営業者に、個々面接や会員のつながりを生かして調査票の配布・回収を行う方法で行います。調査票の分析は京都自治体問題研究所・大学関係者に依頼する予定です。

調査結果は、公表し、マスコミ発表、行政への申入れに活用する予定です。調査報告会も開催されます。

調査項目には、従業員数や経営者の年齢、経営上の悩みとともに、お客さんの実態（階層、平均金額、求める内容など）も入っています。

東山区の小規模企業、家族経営者（小売・サービス業従事者4人以下、製造業・建設業は従事者9人以下）の現状

●2009年経済センサスでは3789事業所あったものが、2012年経済センサスでは2751事業所となりました。実に1038事業所がなくなり、減少率は27.4％です。事業所の減少は飲食店（スナック）が中心です。
●減少したとはいえ東山区では産業中分類で飲食店が依然最多業種であり、事業所総数33.04％を占め909事業所（内個人825、法人84）が存在しています。産業小分類ではバー・キャバレー・ナイトクラブが513事業所（個人492、法人21）と東山区の最多業種です。

交　流　の　広　場

●「ごいっしょに考えましょう　憲法と地方自治」自治研集会を開催　京都府職労連

京都府職労連は、2 月 21 日に、「ごいっしょに考えましょう　憲法と地方自治」をテーマに第 30 回府職労連自治研集会を開催します。

2月21日（土）10：00～15：30
京都府庁内・福利厚生センター

記念講演
「いまこそ憲法を活かす自治体を」
小沢隆一（東京慈恵会医科大教授）

分科会
①教育委員会制度をめぐって
②子どもの権利を守るために
③農林業の進行と地域づくり
　地域振興のあり方を考える
④拡がる災害と自治体の果たすべき役割
⑤国家戦略特区と府政をめぐって
⑥自治体財政と税務行政

連絡先：０７５－４５１－７８６８

●「国家戦略特区と道州制」研究会第1回研究会を開催

安倍政権は「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」を標榜し、規制緩和を推し進める突破口として国家戦略特区を位置づけており、ここ関西では「医療」を中心とした特区指定がされています。こうしたもと、京都府職労さんよりの委託調査研究として、国家戦略特区の実態や京都府政、府民の暮らしにどのような影響を与えるのかを明らかにするため、龍谷大学政策学部の大田直史先生を主査にした研究会が発足しました。2カ年かけて調査・研究活動を行う計画で、第1回研究会が1月14日開催されました。

●地域医療政策研究会のご案内

研究所の自主的研究会である地域医療政策研究会は、１月 27 日（火）１８：３０～研究所事務所で開催します。、

報告は、光永敦彦・京都府会議員の「医療福祉介護を巡る状況と府政の課題(仮題)」です。

●いいまちねっと東山・講演会を開催

「いいまちねっと東山」は、定期総会を兼ねて講演会を開催します。

・日時：２月２１日（土）１４：４０～
・場所：やすらぎ・ふれあい館
・テーマ：「東山区の観光とまちづくり」（案）
・講師：宗田好史（京都府立大学生命環境科学研究科准教授）

京からふるさと再生（２９）　　田中 康夫（ふるさと再生京都懇談会・世話人）

南山城村が元気　その理由は

南山城村がよく話題になる。村人は誇りと愛着を込めてここを「村」と呼ぶ、それは「村」に村外から移住してくる人が元気に暮らし、活動することで「村」と村人に良い影響を与えていることが誰の目にも明らかになってきたことによる。村人もこれらの動きの中で、農産物の直営販売所を作り、特産の椎茸を使った「椎タマ焼き」を開発し、名物にしていった。さらにこの両者の融合ともいえる「花鳥の郷」作りも進み、来村者を呼びよせている。村中、村外、両者の共同、三つの力がそれぞれ最も得意とする部分を強め、広げていきながらお互いに関わりあって発展をすすめていく、しかも相互依存的ではないという村おこしの望ましい形がそこに見られる。さらに素晴らしいことは U ターンしてくる若者が多く、しかもその若者たちがこの地を誇れる魅力ある場所にしていくために頑張っていることである。その一人、井上博文さんを取り上げ、その理由を考えてみた。井上さんは「村」でも足場の悪い童仙房地区に大阪から U ターンしてきて両親から引き継いだ民宿を営んでいる。楽しく、面白く、生きがいを感じていた大阪からこの地に戻った理由は実にあっけないものである。井上さんの頭の中にはぼんやりとしてではあったが「童仙房はいつか帰る場所」として考えられていた。昔遊んだ山や川が残っており、道で出会うと声をかけてくれる地区の人、童仙房はいつも心の中にあった。自然、人情さまざまなこの地の良さは一度外に出たから分かった、ここから出ていった人は必ず戻ってくると井上さんはいう。このことは村おこしの成功事例でよく言われる「その土地の宝物さがし」そのものである。井上さんは民宿経営にあたって、ここに多くの人に来てもらえる魅力づくりを考え、趣味でもある自転車と豊かにある山野を使うシクロクロスをこの地でひらくことを、そして、未使用の建物があり、建物同士が離れているので大きな音が出せる条件を生かした茶工場コンサートを企画した。シクロクロスが開かれる日には 500 人を超える人が集まり、宿泊する人もある。この人たちに「村」で取れる食材を使った食事を提供する。お土産は農産物の直売所で買ってもらように、スタート、ゴールの位置を設定する。単に民宿が利益を得るだけではなく「村」と来村者とを結びつける努力もしている。しかも企画にあたっての原則は、才覚でもうけ、補助金に頼らないということである。これからのふるさと再生に重要なヒントがそこにある。井上さんのような人は各地に沢山おられるに違いない。これらの人に U ターンしてもらい、多くの知恵がその地に満ちるようになれば、ふるさとは活気に満ちた魅力いっぱいの地にきっとなるであろう。このとき行政はどう動けばよいのか、真価が試されることになろう。

私の本棚　書籍紹介コーナー　　**藤井　一（京都自治体問題研究所研究所理事）**

「縮小都市の挑戦」（矢作弘著　2014 年 1 月　岩波新書）

「縮小都市」とは、一般に「広範囲で人口の減少に直面し、危機的状況を発症しながら経済社会構造の転換を迫られている人口高密度都市」と定義されているが、今日自然減・社会減が並行して起きている都市と理解してもよい。このような事態のもとで「持続可能な縮小都市の『かたち』」を検討するという。「小さくなることによって環境を改善し、生活の質の向上」を図る。縮小都市研究は２１世紀を迎えて本格化した新しいジャンルで、まずは現場から考え、縮小都市の「５Ｗ１Ｈ」を明らかにし、理論的な枠組みの構築を進めるという。縮小都市への挑戦として「コンパクトシティ論」があるが、著者はこの論には批判的だ。（序章）。

１章２章で、デトロイトとトリノを取り上げる。「財政破綻から都市再生の胎動へ」向かうデトロイトの新たな変化や動向を発信する。三波にわたる郊外化で生まれた空き住宅・空きビル・空き工場・空き地から破産したデトロイトの風景を描写する。「モダニズムの申し子である自動車産業は、知識集約型イノベーションを放棄し、単純流れ作業のフォーディズムに執着するようになった時に、知の宝庫である都市に背信し、郊外に相好を崩した」のだ。今やその「空き」を生かし、職人の手仕事を基本とした「協業の起業スペース」や「都市農業」、楓・樫・白樺を育林する「都市林業」などが生まれてきている。伝統的に「小さな政府」信仰が強いアメリカ。都市再生は非営利組織のコミュニティ開発会社など民間が主導している。都市政府のイニシアチブが今こそ求められているという。

ファイアットフォーディズム時代のトリノは、ポストフォーディズム時代を迎えてどのように変貌してきたのか（「トリノの再位置化」と表現）。字数の関係上結論だけを言う。「灰色の『都市イメージ』を払拭し、『Trin is Always on the Move(トリノは立ち止まらない)』を体現する『都市空間』への転換、そして新産業おこし」が進んでいる。その特徴は都市政府主導である。

３章では、府北部都市圏に関する縮小都市挑戦の試案も提示している。限界集落に倣って「「限界都市化」する地方都市」という切り口を提起する。また「地域共通資本」という概念を提示し、各都市に帰属する「地域個別資本」とあわせて、持続可能性を追求している。平成の合併で府内でも農村的「市」がいくつか生まれた。都市的まちづくりと農村的地域づくりを、１つの自治体として、また自治体連携という２つの複眼的な視点から進めなければならない。その際に「地域共通資本」という概念は何らかの示唆を与えてくれる。

カメラ探訪 ⑮　　**古谷　能富子**

平 安 神 宮

今年は年明けから雪が降って寒いお正月でした。4日の夜には深々と降り続き、窓の外の屋根にみるみる積もっていきました。61年ぶりの積雪となった翌朝は、見渡す限りの雪景色。電線の上にも１０㎝以上の雪が乗っていました。家々の屋根も、遠くに見える山の木々も、全てが白く、角のないふんわり優しい曲線に包まれている景色はとても美しく、まるで雪国にワープしたような、素敵な贈り物をもらったような、わくわくする気持ちになりました。せっかくの雪景色も日が昇るとアッという間に溶けて消えていってしまいます。溶けないうちに雪景色が映える場所を求めて、平安神宮に向かいました。

東山三条から雪景色の路地を抜けて仁王門通りに出ると、大鳥居が視界に飛び込んできました。日が高くなり青空が広がった中に雪景色と朱塗りの鳥居がそびえます。道行く人たちも手に手にカメラを構えてレアーな景色を撮していました。初詣に来た高校生カップルから「鳥居をバックにシャッターを押してください」と頼まれました。

平安神宮は明治28年（1895年）に平安遷都1100年を記して、平安京遷都当時の天皇であった第50代桓武天皇を祀る神社として創建されました。明治維新後、東京に遷都してから京都は著しい衰退を見せ始め、これに危機感を持った当時の知事が、京都を活気づかせるために興したイベントが平安遷都1100年記念祭りです。これに合わせて、岡崎で第4回内国勧業博覧会の開催も、計画されました。市民「有志」からの献議をうけて、京都市が記念事業を開始した形式をとっていますが、明治２２年に大日本帝国憲法が制定され「天皇神格化」の思想が生まれた時代的背景の中、実態としては国家事業として進められたそうです。また、大鳥居は1929年（昭和4年）に昭和天皇後大礼の記念事業として市民から寄付を募り、建造されました。高さは24メートル以上有り、当時は日本一の高さでした。

現在、修学旅行生や、海外からの観光客もたくさん訪れ、神苑の桜や紅葉も美しく、結婚式や七五三参りなどで市民にもなじみの深い神社となっています。天皇制との関わりを意識することなくお参りしていますが、創建当時は、天皇を「神様」として京都の人たちに意識づける役割をはたしていたのでしょう。

１２０年の歴史の中で、今回のように白く雪に染まった日が何度あったでしょうか？　時代の変化の中で役割を変えてきた平安神宮が、これからも京の都の安寧を願う「市民の神社」であり続けてほしいと思います。

事　務　局　通　信

●住所変更等のご連絡はお早めに
会費・購読料が未納の方は
3月末までにご納入を

「住民と自治」誌等は毎月 18 日前後に発送しています。住所変更等はお早めにご連絡下さい。当研究所の会計年度は３月末ですので、会費・購読料が未納の方、３月末までの納入、よろしくお願いします。

●研究所のＨＰ、本誌に関してのご意見をお寄せ下さい

発売中　**1000円**（税込み）

「自治体消滅論」を超えて

著者　**岡田知弘**（京都大教授）

ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加ください＞

題材をもとに意見交換をします。参加者による自由討論もあります。

２月２１日（土）午後２時～
京都自治体問題研究所

題材：「『学びの復権』－模倣と習熟－」（辻本雅史 12 年 3 月岩波現代文庫 1080 円+ 税）

報告者：藤本文朗さん

近代学校が成立する以前に、日本人がどのように学んでいたかに着目し、江戸時代の手習塾、藩校や内弟子制度などにおける「学び」の実態と学習方法を具体的にときあかし、近代教育が切り捨てた「模倣と習熟」の伝統をたどり、その復権を強調している。

●年報第８号（１５年５月末発行予定）の論文を募集します●

特集テーマは「憲法と戦後７０周年」
締め切りは、２０１５年４月１５日です

- 会員であればどなたでも投稿できます。
- 投稿できる種類は、研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評です。
- 特集テーマ以外でもかまいません。
- 投稿規定・執筆要項があります（詳細は研究所事務所までお問い合せください）。